

News Release



平成24年11月5日
製品評価技術基盤機構
バイオテクノロジーセンター

タイ国立遺伝子生命工学研究センターと NITE の MOU 締結 —新しい微生物資源移転スキームで合意—

<<概要>>

- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE、理事長：安井 至、本部：東京都渋谷区西原）バイオテクノロジーセンター（NBRC）は、平成24年10月24日タイ国立科学技術開発庁の研究所であるタイ国立遺伝子生命工学研究センター（National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC)）で、同センターと生物多様性条約に則った微生物資源センター（BRC）同士の微生物資源の新しい交換モデルを実践するための MOU を締結した。これにより、タイ BIOTEC の保有する微生物資源を国内の企業などへの利用を促進させる。



署名する安井理事長と Dr. Kanyawim Kirtikara BIOTEC 所長

<<背景>>

1993年の生物多様性条約の発効により、海外生物資源へ直接アクセスする場合は相手国の承認が必要となり、国内企業は単独で海外の微生物資源にアクセスすることが困難となっている。このような中、NITE (NBRC) では、アジア6カ国と MOU を締結し、二国間協力の下、生物多様性条約を遵守しつつ、微生物資源の探索・国内移転を行い、有効利用を図るための事業を進めているところ。

生物多様性条約については、2010年に愛知県名古屋市で開催された第10回締約国会議（COP10）において名古屋議定書が採択された。これにより海外微生物資源へのアクセスに関して、より一層の対応が求められる状況である。

このような状況の中、NITE (NBRC) は生物多様性条約に則って日本国内企業等がタイの微生物資源に容易にアクセスできる体制を維持・強化するため、BIOTEC と MOU 及び PA を締結するための準備を進めてきたところ。今回、日本とタイにおける生物多様性条約に則った BRC 同士の微生物資源の新しい交換モデルを実践することがで

きた。このため、本 MOU 案には、BIOTEC（タイ）-NBRC（日本）間の菌株移転、さらに第三者（エンドユーザー）への菌株の移転、第三者へ移転された菌株に関する利用状況（年次）報告、契約の解除、紛争の解決方法など詳細に規定されている。

【用語解説】

- ・ MOU : Memorandum of Understanding の略で、包括的覚書。
- ・ PA : Project Agreement の略で、共同研究契約。
- ・ 微生物資源センター : 微生物資源を収集・保存し、研究や教育などのために菌株の分与と情報の提供を行う機関である。微生物の場合、カルチャー・コレクション (culture collection) と呼ばれる。また、経済開発協力機構 (OECD) では、その発展型であるバイオ・リソース・センター (BRC) のガイドラインを提唱し、生物多様性条約における Ex-situ collection (生息域外コレクション) としての役割を重視している。
- ・ 生物多様性条約 : 1993 年 12 月に発効した「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約 : CBD)」のこと。生物多様性を守り、遺伝資源を持続的に利用していくための国際的な枠組み。現在のところ、日本を含む 192 カ国と欧州連合 (EU) が締結しているが、米国は締結していない。
- ・ 名古屋議定書 : 遺伝資源の採取・利用と利益の公正な配分 (ABS) に関する国際的な取り決め。2010 年 10 月に名古屋市で開催された締約国会議 (COP10) で採択された。生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、遺伝資源などの利用によって生じた利益を提供者へ公正に配分することを企業などに求める。また、監視体制の整備や締約国による国内法の制定、途上国への多国間資金援助についても定めている。名古屋議定書は、50 以上の国・地域が批准して 90 日後に発効する。11 月 1 日時点で、8 カ国が批准している。

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター計画課 神野、山田

電話 : 03-3481-1933 FAX : 03-3481-8424

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構